

## 県央地域の令和6年度銘柄産地指定証交付式を開催しました

茨城県では、品質・組織体制・産地規模等について要件を満たした青果物及び花きの産地を、茨城県銘柄産地として指定しています（有効期間3年）※。

令和6年8月27日（火）、茨城県水戸合同庁舎3階の県央農林事務所におきまして、茨城町のメロンの銘柄産地再指定に関する、指定証交付式を行いました。

交付式には、茨城町 小林宣夫町長、水戸農業協同組合 園部優代表理事組合長、水戸農業協同組合茨城町メロン部会 金子孝広部会長等の皆様が出席されました。

指定証は、飛田県央農林事務所長から産地を代表し小林町長へ交付されました。

※ 令和6年7月30日現在の指定状況：県央地域 青果物5産地（県全体59産地）、花き1産地（同7産地）



(指定証交付)



(出席者集合写真)